

令和8年7月10日
安全支援課

墨田区の安全・安心施策（令和8年度）

名 称	内 容 ・ 実 績
「すみだ安全・安心メール」の配信	地震・水害等の自然災害や、犯罪・不審者の出没等の事件や事故が発生した場合に、あらかじめ携帯電話やパソコンのメールアドレスを区に登録した方に対して、当該情報を配信しています。 【実績】7年度(7/1時点) 登録者数 27,859人 8年度(7/1時点) 登録者数 27,806人
防犯カメラ等の設置・維持経費の助成（東京都地域見守り活動支援事業）	町会・自治会、商店街等の複数の地域団体が連携し、街頭における防犯対策を目的として防犯カメラ等を設置・更新等する場合、設置経費の5/6（区2/6、都3/6、上限750万円）を助成しています。 ※ 令和7年度～8年度の2年間は、設置経費の23/24（区5/24、都3/4、上限862万5千円）を助成 【実績】7年度 更新・増設補助 5団体 48台 【予定】8年度 更新・増設補助 8団体 66台
防犯パトロールカーによる区内巡回	犯罪の発生を未然に防ぐため、青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで毎日午前9時から翌午前2時まで、区内全域の巡回パトロールを実施しています。また、錦糸町駅周辺の客引き対策として、客引き禁止を呼び掛けるとともに、特殊詐欺対策として広報放送による啓発注意を行っています。
すみだ防犯センターの運営	東京スカイツリー開業及び押上駅前交番の移転から生じている地域住民の体感治安悪化の懸念を解消し、また、来街者への安全と安心の向上を図る目的で、平成24年にすみだ防犯センターの運用を開始しました。本センターを拠点として警察官OBである地域安全指導員が区内全域で青色防犯パトロールカーを活用した広報放送や特殊詐欺をはじめとする防犯に関するアドバイス、自動通話録音機の設置対応等を行うことで、犯罪被害防止を図っています。
特殊詐欺対策	区内で特殊詐欺被害が多発しているため、区報やすみだ安全・安心メール、青色防犯パトロールカーによる広報放送等、特殊詐欺防止に努めています。また、令和8年度は前年度に引き続き、特殊詐欺防止自動通話録音機を購入し、区民への無償貸与を行っています。
墨田区住まいの防犯対策臨時補助金	全国的に匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件等が頻発しており、区民の防犯意識が高まっていることから、個人宅用防犯物品の購入及び設置に係る経費の2分の1（上限20,000円）を補助する「墨田区住まいの防犯対策臨時補助金」を実施しています。 【申込実績】134件 2,067,000円（令和8年7月2日時点）

客引き行為等防止 対策	公共の場所での客引き行為等を防止するため「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」を平成 26 年 12 月 1 日に施行しました。これに伴い、地域団体・警察署・区が連携してパトロールを行うなどの対策を推進しています。 28 年度には、これまでの「執ような客引き」に加えて、重点地区を指定したうえで「執ような行為に至らない客引き」・「客待ち」や「勧誘」・「勧誘待ち」を追加する等の規制を強化した条例改正を行いました。そして、客引き防止を啓発する横断幕や、街頭スピーカーの設置、客引きを使った営業活動を行わない「環境浄化推進店舗」（令和 8 年 6 月末現在 93 店舗）の登録等を行ってきています。 また、平成 29 年 12 月には地域の環境浄化活動を行う拠点として「江東橋防犯拠点」を設置するとともに、平成 30 年度からは、これまでの客引き防止対策に加えて、民間委託を一部導入する等、対策を強化しました。 【実績】パトロール参加者延べ人数（単位：人） <table><tr><td>H28</td><td>29</td><td>30</td><td>R1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>1, 191</td><td>724</td><td>1, 087</td><td>1, 073</td><td>294</td><td>440</td><td>850</td><td>1, 347</td><td>971</td><td>1, 276</td></tr></table>	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	1, 191	724	1, 087	1, 073	294	440	850	1, 347	971	1, 276
H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7												
1, 191	724	1, 087	1, 073	294	440	850	1, 347	971	1, 276												
再犯防止推進計画	刑法犯検挙者総数が近年減少傾向にある一方、検挙者の半数以上が再犯者という現状を踏まえ、区では、罪を犯した人などが社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑に社会復帰できるよう支援するため、墨田区再犯防止推進計画を策定しています。この計画では、罪を犯した人などの人権を尊重し、就労や住まいの確保など、安定した生活基盤の確立に向けた支援を行うことで、再犯を防止し、区民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざすものです。 計画では国や東京都の基本方針を踏まえ、次の取組を推進することとしております。 1 安全・安心なまちづくり 2 就労・住居の確保等 3 保健医療・福祉サービスの利用促進等 4 非行の防止・学校と連携した修学支援等 5 民間協力者との連携、広報・啓発活動の推進等 なお、今年度は、令和 3 年度に策定した本計画の改定を予定しています。 そのほか、保護司の活動を支援するため、江東橋防犯拠点内への更生保護サポートセンターの設置を支援しています。																				
墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例	スマートフォン等の普及に伴い、歩きスマホによる事故等が増えてきているという社会的背景の下、区民等が安心して快適に通行し、又は利用することが出来る公共の場所を確保し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」を墨田区議会委員会提出議案として上程のうえ、制定しました（令和 4 年 3 月 30 日公布、令和 4 年 10 月 1 日施行）。 条例では、区の責務（「区は、（中略）歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止について広報、啓発その他区民の理解と協力を促進するための必要な施策を推進するものとする。」等）とともに、区民等の役割（「区民等は、公共の場所において歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努めるものとする。」等）を定めています。																				